

○学校法人東北医科薬科大学奨学寄附金取扱細則

平成13年4月1日制定

改正

平成22年4月1日
平成25年4月1日
平成26年4月1日
平成28年4月1日
平成29年4月1日
令和7年5月22日

学校法人東北医科薬科大学奨学寄附金取扱細則

（趣旨）

第1条 学校法人東北医科薬科大学（以下「法人」という。）の教職員が行う教育・研究活動のための経費に充てることを目的とする寄付金（以下「奨学寄附金」という。）の取扱いについては、学校法人東北医科薬科大学寄付金取扱規程（以下「寄付金規程」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（受入れの原則）

第2条 奨学寄附金は、寄付金規程第7条の規定によるほか、本学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障がない場合に限り、受入れることができる。

（申込・承認）

第3条 奨学寄附金を受入れようとする法人の教職員（以下「寄付対象者」という。）は、寄付をしようとする者（以下「寄付者」という。）からの奨学寄附申込書（様式第1号）に奨学寄附金充当計画書（様式第2号）を添えて学長を経て、理事長の承認を受けなければならない。ただし、公募型の研究助成金は、奨学寄附金として取り扱い、その採択通知等をもって奨学寄附申込書（様式第1号）に代えることができる。

2 理事長は、奨学寄附金の受入れを承認したときは、奨学寄附金受入承諾書（様式第3号）により寄付者に通知するとともに、奨学寄附金の納入に関する手続きを行うものとする。（収納・交付・管理等）

第4条 理事長は奨学寄附金を収納後、寄付金規程第11条の規定により礼状及び受領書等を寄付者に発行する。

2 理事長は原則として、奨学寄附金の10%以上の額を管理的経費として徴収したうえで、寄付対象者に交付する。

3 寄付対象者は、交付された奨学寄附金の適正な執行・管理に当たっては、収支簿（参考様式第1号）を作成し、関係法令及び法人の諸規程等を遵守しなければならない。

（報告書の提出）

第5条 寄付対象者は、交付を受けた奨学寄附金の支出を完了したときは、奨学寄附金精算報告書（様式第4号）に、収支簿（参考様式第1号）を添付して学長を経て、理事長に報告しなければならない。

（年度繰越）

第6条 寄付対象者が交付を受けた奨学寄附金は、年度末において一旦精算し、翌会計年度に繰越することができる。

2 前項の繰越しを行う場合は、繰越申請書（参考様式第2号）に収支簿（参考様式第1号）を添付して学長を経て、理事長に申請するものとする。

（用途変更等）

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合、寄付対象者からの申し出に基づいて、奨学寄附金の使途の変更及び移し換えを行うことができる。

（1）寄付対象者の転出等により、奨学寄附金を他の研究機関等に移し換える場合。ただし、事前に当該研究機関等の長の同意を得た場合に限る。

（2）寄付対象者の転出等により、奨学寄附金の寄付対象者を変更する場合

（3）寄付目的が達せられたことにより、奨学寄附金の使途を変更する場合

2 寄付対象者が死亡した場合又は連絡不可能となった場合、奨学寄附金の使途は、理事長の判断により行うものとする。

（疑義の解明）

第8条 この細則の解釈若しくは適用に疑義が生じた場合は、理事長が決定する。

（改廃）

第9条 本細則の改廃は、理事長が決定する。

（事務手続き）

第10条 本細則に関する事務手続きは、財務部財務課が担当する。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日以前から行われてきたこの規程に該当する寄附金品であって、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）以降も継続して、受け入れる場合についてはこの規程に基づいて取り扱うものとする。

附 則（平成22年4月1日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、教育研究助成寄附金品取扱規程事務手続要領は廃止する。

附 則（平成26年4月1日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月22日）

1 この細則は、令和7年6月1日から施行する。

2 この細則は、従前の奨学寄附金等取扱規程を一部改正し、学校法人東北医科薬科大学奨学寄附金取扱細則としたものである。